人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188　Fax092-982-6170
Ｅメール　akiko@b-souken.com

秋晴れの古代都市

佐賀県･吉野ヶ里歴史公園



秋晴れの１０日、いつものように吉野ヶ里歴史公園に散歩に出かけた。

吉野ヶ里遺跡は、吉野ヶ里丘陵にある、およそ１１７ヘクタールにわたる弥生時代の大規模な環濠集落跡で、散歩コースとして絶好の場所。年間に１０数回は、出かけています。

この日は、きれいな秋空を背景に、悠然と建つ「北内閣」と一緒に写真に納まりました。

吉野ヶ里歴史公園は、現在、来年３月３１日まで駐車場が無料。気候が良くなり、家族連れの方など、多くの方が訪れていました。

よかパパ育休助成金

男性の育児休業取得促進へ･福岡県

福岡県では、中小企業と個人事業における男性の育児休業取得を促進するため、「よかパパ育休助成金」の申請を受け付けています。

この助成金は、一般事業主行動計画を策定し、育休を取得しやすい職場環境を整えている中小企業・個人事業主を支援する制度です。

助成額は１企業当たり１０万円（予算額の上限に達し次第受付終了）です。男性社員が実際に育児休業を取得した実績そのものは、申請の必須条件ではありません。

給付対象となる企業は、福岡県内の法人・個人事業主で、次の両方を満たすことです。

① 常時雇用する労働者が１人以上１００人以下であること。

② 福岡県の「子育応援宣言企業」に登録していること

給付要件は、次の【共通要件Ａ・Ｂ】の両方と、【選択要件Ｃ～Ｆ】のいずれか１つを満たす必要があります。

【共通要件Ａ】一般事業主行動計画を策定し、その目標に「対象労働者に２週間以上の育児休業を取得させること」と「対象労働者の育児休業取得率 100％」を定める。

【共通要件Ｂ】就業規則等に、育児休業制度と育児のための短時間勤務制度を規定する。

【選択要件Ｃ】育児・介護休業法等に定める雇用環境整備措置を２つ以上実施し、育休取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに関する規定等を策定する。

【選択要件Ｄ】「育休復帰支援プラン」によって育児休業の取得・職場復帰を支援する方針を社内周知する。

【選択要件Ｅ】代替業務に対応した賃金制度を就業規則・労働協約等に規定し、育休取得者の原職等への復帰を就業規則等に定める。

【選択要件Ｆ】育休取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に定める。

※申請できるのか、必要な準備は、などについての詳細は、下記の人事労務センターまで、お気軽にお尋ねください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
ＴＥＬ092-982-4188
FAX 092-982-6170
Ｅメール：akiko@b-souken.com